

茂原市総合計画策定方針

1 目的

この方針は、平成 13 年に策定された茂原市総合計画（平成 13 年度～令和 2 年度）が終了することから、今後のまちづくりを展望し、新しい時代の要求に対応した計画の策定に関し基本的な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 総合計画の構成及び目標年次

茂原市まちづくり条例第 25 条の規定により、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

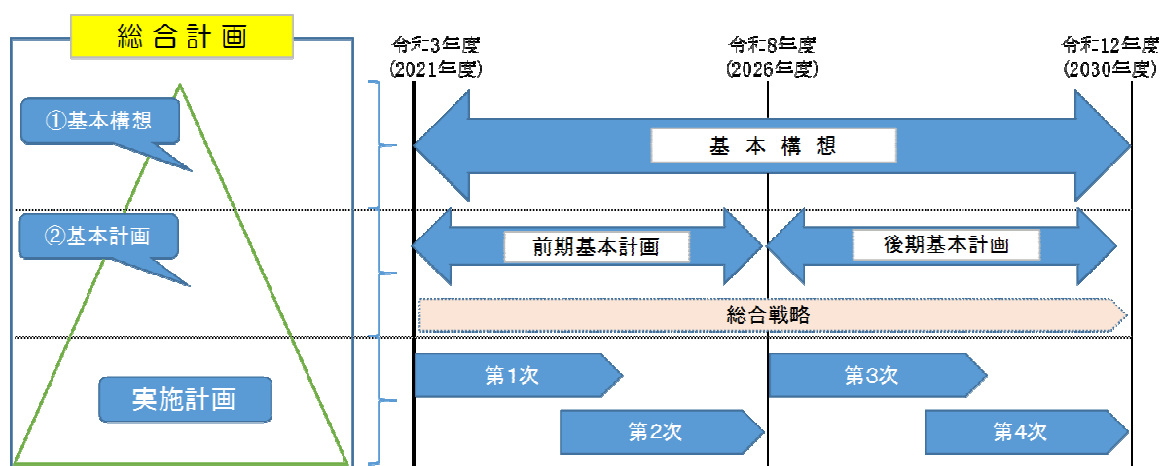
基本構想は、本市の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために必要な施策の大綱を定める計画をいい、令和 12 年度（2030）を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を受け、主要課題の解決を図るための基本的な施策を体系的に示す計画とする。計画期間は、令和 3 年度（2021）を初年度として令和 7 年度（2025）を目標年次とする 5 か年計画とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業の実施に関して定める計画とする。計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年計画とする。



3 茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合計画及び総合戦略の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではないが、人口減少の克服や地方創生は、本市にとって引き続き重要課題であることから、総合計画の中に総合戦略を組み込んで策定するものとする。

4 策定方法

- (1) 総合計画の策定にあたっては、「茂原市総合計画策定会議」を設置し広く職員を参画させ、全庁をあげてこれにあたるものとする。
- (2) 広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進するものとする。
 - ・茂原市総合計画審議会を設置
 - ・市民アンケート調査
 - ・市民ワークショップの実施
 - ・パブリックコメントの実施
 - ・その他住民参加の促進に必要とする業務

5 策定期期

総合計画は、令和2年度中に策定するものとする。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。